

次期多摩市子ども・子育て支援事業計画(平成32~36年度)の策定について

1 子ども・子育て支援事業計画とは

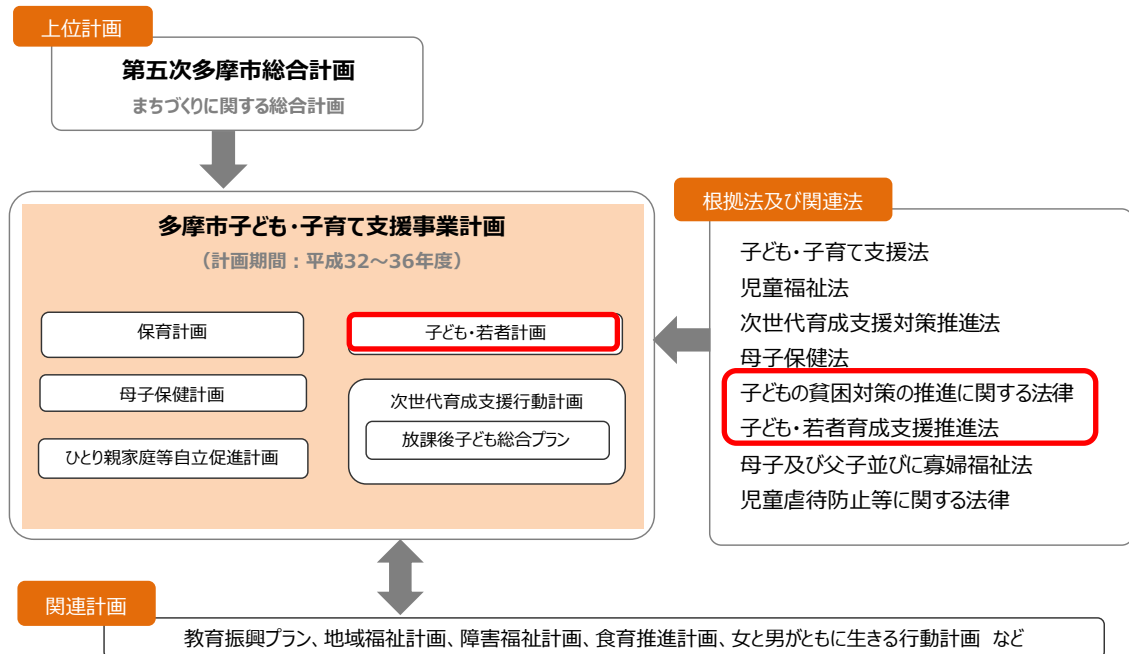
子ども・子育て支援法に基づき、以下の事項について市町村の事業計画策定が義務化されている。

- ①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供
- ②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- ③地域の子ども・子育て支援の充実

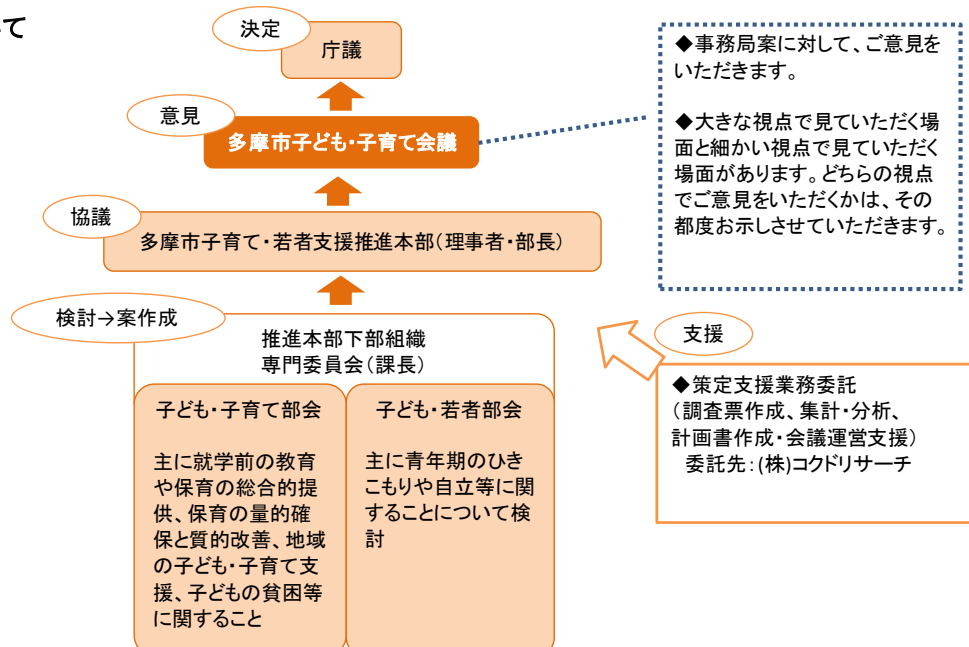
2 現計画からの変更点

事項	現計画	次期計画
「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子ども・若者育成支援推進法」に基づく施策	「基本事項以外の事項」に位置付けた。	多摩市版子ども・若者計画として、子ども・子育て支援事業計画に包含する。

3 次期計画の位置付け(案)



4 策定体制について



5 策定スケジュール(予定)

	平成30年度												平成31年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
多摩市子ども・子育て会議																								
多摩市子ども・子育て支援推進本部																								
専門委員会																								
事務局																								

委員改選

※進捗状況に応じて、臨時回を別途開催する場合があります(2~4回)

第1回
本日

第2回
8/8

第3回

第4回

第1回

第2回

第3回

第4回

【報告】
計画策定の
概要

【審議】
ニーズ調査票
案

【報告】
ニーズ調査の
実施

【審議】
現計画の評価
計画の章立て

【報告】
ニーズ調査結
果の概要

【報告】
ニーズ調査報告
書
量の見込みにつ
いて

【審議】
計画原案
量の見込みに
対する確保方
策

【審議】
計画最終案

【審議】
計画(確定)

調査票案の作成

★調査
実施

集計・分析

◎報告
書作成

量の見込み

現計画の評価の作成

計画期間中の確保方策の検討

章立ての検討

計画素案の作成

パフコメ等
意見聴取

最終案の作成

計画最終校正

☆庁議
決定